

金融経済教育に関する論点整理

平成 17 年 6 月
金融経済教育懇談会

金融経済教育懇談会所属委員等名簿

平成17年6月現在

委員	生島 ヒロシ	キャスター
委員	大島 克己	三鷹市教育センター所長
委員	神戸 孝	F Pアソシエイツ&コンサルティング株式会社代表取締役
委員	島田 一郎	世田谷区立砧中学校教諭
委員	高橋 伸子	生活経済ジャーナリスト
委員	西村 隆男	横浜国立大学教育人間科学部教授
委員	野中 ともよ	ジャーナリスト
委員	藤沢 久美	シンクタンク・ソフィアバンク副代表
委員	水上 慎士	早稲田大学ファイナンス研究センター教授
委員	山本 恒夫	八洲学園大学生涯学習学部教授
委員	横山 正	全国公民科・社会科教育研究会会長

〔計11名〕

オブザーバー 文部科学省

オブザーバー 金融広報中央委員会

(敬称略・五十音順)

金融経済教育懇談会の経過

第1回会合

平成17年3月3日（木）

- 自由討議

第2回会合

平成17年3月28日（月）

- 社会人・高齢者段階について

第3回会合

平成17年4月25日（月）

- 初等・中等教育について

第4回会合

平成17年5月24日（火）

- 諸外国の状況について
- 媒体・伝え方について

第5回会合

平成17年6月13日（月）

- 媒体伝え方について
- 論点整理（案）について

第6回会合

平成17年6月21日（火）

- 論点整理（案）について

第7回会合

平成17年6月30日（木）

- 論点整理（案）について

I. はじめに（骨子）

II. 金融経済教育の意義・必要性

III. 金融経済教育の現状の問題点と今後の課題

1. 初等中等教育段階

(1). 現状

(2). 課題

2. 社会人・高齢者段階

(1). 現状

(2). 課題

3. 2つのライフステージに共通する課題

IV. 米国・英国の現状と日本の状況

1. 米国・英国の現状

2. 日本の状況

V. 今後の金融経済教育における官民連携のあり方、金融庁の役割

I. はじめに（骨子）

本懇談会は、「利用者のライフサイクルに応じ、身近な実例に即した金融経済教育の拡充」をうたった「金融改革プログラム」^(注1)の趣旨を受け、3月3日以来、7回にわたり金融経済教育のあり方について議論を行ってきた。その過程ですべての参加者が共有するに至った確信を一言で言うなら、金融経済教育の充実は、時代の急務である、ということである。

ここで言う「金融経済教育」とは、国民一人一人に、金融やその背景となる経済についての基礎知識と、日々の生活の中でこうした基礎知識に立脚しつつ自立した個人として判断し意思決定する能力、すなわち金融経済リテラシー^(注2)を身につけてもらい、また、必要に応じその知識を充実する機会を提供することをイメージしている。

金融経済教育については、これまでも金融庁のほか、特に金融広報中央委員会^(注3)をはじめ関係諸団体において様々な取組みが行われてきており、また、かつての貯蓄増強から「貯蓄から投資へ」と時代の流れが変化する中、投資教育、金融消費者教育など、その様々な側面が強調されるようになっている。今回、本懇談会は、これらの流れを踏まえながら、時代の変化に対応した金融経済教育全体のコンセプトを改めて整理し共有する試みを行った。具体的には、様々な立場からこの広義の金融経済教育に携わってきた本懇談会の委員が一堂に集まる中で、金融経済教育全体に関わる以下の3つの整理を行ったものである。

その第一は、時代の変化、具体的にはバブル崩壊後の経済・社会の構造変化や、これに伴う金融環境の変化を踏まえて、金融経済教育の今日的な意義・必要性を再確認したということである。

右肩上がり経済の終わり、高齢社会の到来、終身雇用・年功制の変容といった経済・社会の変化の中で、個人が金融資産の運用について、自らの責任で意思決定する期間・機会が人生の中で格段に増加している。また、ペイオフ解禁、金融商品の多様化・高度化、IT化と販売チャネル多様化といった金融環境の変化の中で、個々人が情報を活用して利便性・価値を向上させる機会が増大す

(注1) 金融改革プログラム：金融庁が、昨年12月、平成17・18年度の2年間の金融行政指針として策定・公表したプログラム。本年3月には、その具体的なスケジュールとして「工程表」も策定・公表されている。

(注2) リテラシー：読み書きのような最低限持っているべき素養、知識。

(注3) 金融広報中央委員会：金融経済団体、報道機関、消費者団体等の各代表等、学識経験者、日本銀行副総裁で構成され、関係省庁局長、日本銀行理事が参与として参画する組織（事務局は日本銀行情報サービス局内）。金融経済情報の提供と金融経済学習の支援を展開している。なお、全国47都道府県には、同様の趣旨で都道府県金融広報委員会が組織されている。

る一方、なかには金融商品の持つリスクに気付かなかつたり、騙されて損をする事例も生じている。こうした時代の変化により、金融経済教育の充実は、今や社会が要請するところとなっている。

第二は、様々な立場で金融経済教育にこれまで携わってきた各委員の豊富な体験に基づく意見・情報交換を中心に、金融広報中央委員会、文部科学省、金融庁からも情報提供を受けながら、金融経済教育の現状の問題点と今後の課題について、まずは大きく初等中等教育段階^(注4)と社会人・高齢者段階の2つのライフステージに分けて実情の把握を行い、さらにはその中から、今後官民の協力の下に解決すべき共通の事項を抽出したということである。

そこで改めて認識された初等中等教育段階の現状は、教材自体は豊富に提供され、学習指導要領にも相応の記述はあり、また教育方法についても、学習指導要領の基本を押さえれば具体的な方法には現場の自由裁量がありながら、学習指導要領の記述と現場の実践との間にはギャップがあるというものであった。その要因としては、授業時間等の制約もさることながら、特に投資と投機も区別なく「金儲け」の話をタブー視する傾向、勤労を尊ぶあまり「労働なしのお金は不正」といった意識が強く見られることや、学習指導要領を消化しつつ先生自体が金融経済をイメージできる教材がなお不足していることが挙げられ、これらを変えていくべきことが課題として認識された。具体的な教育方法については、金融や投資の社会的意義を見据えながら、疑似体験を通じて実践的、体験的な教育を行うことの重要性が指摘された。

他方、社会人・高齢者段階の現状については、教育機会は多様であり、教育内容も対象者のニーズによって多様だが、多くの社会人・高齢者に、リスクの概念、投資と投機の区別、分散投資の基本も、知識として共有されていないことが認識された。社会人・高齢者段階では、ニーズの多様性に応じ、主体的に学ぼうとする個人の応援、動機付けが特に重要になるが、このような現状を踏まえると、多くの社会人・高齢者の目線に沿って上記の基本を中心に教えること、ニュース性やエンターテインメント性を持たせる工夫が必要であること、が課題として指摘された。

これら両ライフステージにまたがる様々な課題を、おおくりに整理すれば、①求められる教育内容が極めて多面的、多次元的である中で、金融経済教育の担い手・受け手の双方を通じた多様な関係者の連携とネットワークの構築、②予め唯一ベストのモデルを定めることが難しい中で、多様な担い手による教育現場での優れた実践を積み重ね、ボトムアップで様々な連携を模索し、そこか

(注4) 初等中等教育段階：大学等、高等教育以前の高校までの教育段階。

ら優れた事例を選別して広めていくこと、③情報量はむしろ過剰にある中で、個々人のニーズとマッチした的確な情報を提供することで、受け手の関心を呼び覚ましアクセスを確保すること、の3点が官民共通の課題であると言える。

第三は、これら抽出された課題に応えるべく、米国・英国の事例も参考にしつつ、今後の官民連携、特にその中で金融庁の果たすべき役割について、検討し提言を行ったことである。

上記3つの課題について、特に政府には、それぞれ、①多様な関係者の連携を促進するため、中立的立場から現状の問題点の把握や認識の共有化を行なうこと、②優れた事例を選別し広めていく過程を支援すること、③受け手の多様なニーズにマッチした情報の提供を通じて、アクセスの確保に貢献すること、が期待される。これを、金融庁について具体化したものが以下に掲げる「直ちに実施すべき事項」である。

1. 金融行政に関するタイムリーかつ中立的な情報提供の充実
2. 新設される「金融サービス利用者相談室」を通じた新たな情報発信
3. 新たに開催される金融庁主催のシンポジウムの効果的な活用
4. 初等中等教育段階への新たな支援として、学習指導要領と有機的に関連した体系的な教育プログラムの開発に参画
5. 初等中等教育段階、社会人・高齢者段階を通じた支援として、優れた実践事例の周知や「後援」名義の積極的付与
6. 新設される「金融行政アドバイザー」^(注5)の活用や、現場レベルでの先生との懇談会、研修会の積極的実施を通じた、受け手のニーズの把握
7. 金融庁ホームページの継続的な改善

さらに、本懇談会は幅広い議論・検討を要する以下の諸点についても、あえて踏み込んで議論を行った。

- 多方面における連携強化に向けたイニシアティブ
- 支援方法のあり方の検討
- 金融経済教育の政策的な位置づけの検討

本懇談会としては、これら各項目について、金融庁の積極的な取組みを強く要請するものである。

(注5) 金融行政アドバイザー：平成17年7月より、各財務局に設置され民間に委嘱される。広く金融行政に関する意見や要望を的確に把握することにより金融行政サービスの向上に役立て、また国民への積極的な情報提供を行うことにより金融行政に対する理解の向上を図る。

以上が、この論点整理の骨子である。もとより今回の論点整理は、金融経済教育の現状を大枠において捉えるとともに、官民連携や金融庁の役割についても検討しようとする初めての試みであり、その意味で、決してゴールではなく、将来に向けたスタートラインである。本懇談会としては、この後の本文を含め、このような議論が行われていること自体、またその内容を、できるだけ多くの学校教育や社会人・高齢者教育の現場の方々に知ってもらい、意識向上や新たな取組みの素材として役立ててほしいと考えている。本論点整理公表後、本懇談会の議論を終始フォローしてきた金融広報中央委員会、文部科学省および事務局である金融庁においては、それぞれのルートを活用し、本論点整理の内容を各種教育現場に周知されることを期待したい。

最後に、金融経済教育は、絶えざる運動として、スピード感をもって継続・発展させていかねばならないものである。本懇談会としては、広く国民各層にこの運動への理解と積極的な参加を求めるとともに、今後とも折々の時期に同種の議論の場が金融庁において確保され、再度各関係省庁や民間・NPO団体の取組状況を検証できる機会が与えられることを希望したい。

II. 金融経済教育の意義・必要性

バブル崩壊後今日に至る経済・社会の構造変化や、これに伴う金融環境の変化には著しいものがある。

- ① 経済全体として、従来の右肩上がり経済が期待できなくなっている一方、高齢社会の到来により退職後の人生が長期化していることや、従来の終身雇用・年功制といった雇用形態が大きく変容している中で、個人が金融資産の運用について、多様な選択肢から自らの責任で意思決定する期間・機会が人生の中で格段に増加している。
- ② 今年4月からのペイオフ解禁に象徴されるように、銀行に預けてさえおけば100%安心という時代ではなくなった一方、様々なリスクとリターンの可能性を含んだ金融商品・サービスの多様化・高度化が、IT化を含めた販売チャネルの多様化を伴って急速に進展している。
- ③ そのような中、一般には個人が情報をうまく利用して利便性・価値を向上させる機会が増大する一方、なかには金融商品の持つリスクに気付かなかったり、騙されて損をする事例も生じている。

このような変化は、個人の人生設計に大きな影響を及ぼしつつある。適切な情報にアクセスし選別する能力の格差が、社会的分配の格差にまで結びつく状態が生じている。

これまでお金に「うとい」「無頓着」であることは社会的に必ずしもマイナス・イメージでは捉えられていなかったところ、いきなり「これからは自己責任」と言われて多様な選択肢とリスクの可能性を示され、とまどっているのが、多くの国民の率直な実感ではないかと考えられる。

このような現状を踏まえれば、国民一人一人に、金融やその背景となる経済についての基礎知識と、日々の生活の中でこうした基礎知識に立脚しつつ自立した個人として判断し意思決定する能力、すなわち金融経済リテラシーを身につけてもらい、また、必要に応じその知識を充実する機会を提供することは、今や大きな社会的要請となっていると言える。これが、本懇談会における金融経済教育のイメージである。こうした意味での金融経済教育には、個人の情報対応力を高めることにより、資源配分を効率化させるとともに、社会的コストを抑制・軽減する効果が期待できる。また1, 400兆円の個人金融資産を個々人が賢明に運用していくことは、国民経済的にも大きな意義がある。

本懇談会は、金融経済教育の充実が時代の急務であり、官民挙げてその推進に本格的に取り組むことが必要であるとの認識で一致した。

金融経済教育がカバーする具体的内容は、一般的には、貯蓄、借入等の基本的な金銭管理能力の養成にはじまり、対象者の世代、知識、環境、心理、経験等に応じ、極めて多面的、多次元的である。その範囲は、投資に関する教育を当然含むものではあるが、もとよりそれに限定されるものではなく、まして、投機を勧めるものでは到底ない。

投資のあり方についても、最近では、必ずしも金銭的なリターンのみにとだわらず、投資を通じ環境、地域等の問題に自ら参加し自己実現を図るものとして、社会的責任投資の概念も普及してきている。経済とモラルの調和を図っていく場としても、金融経済教育の機会を活用することが考えられる。

これまで諸外国に比べ個人の資産構成が極端に預貯金に偏ってきた中、金融経済教育により、各個人が、自ら運用する資産のリスクとリターンを的確に把握し、それぞれのライフスタイル・ライフステージに応じて主体的に資産運用を行うようになれば、「貯蓄から投資へ」の流れも、結果として加速されるものと期待される。

また、現在、幅広い金融商品・サービスについて包括的・横断的な利用者保護の枠組みを整備すべくいわゆる投資サービス法（金融サービス・市場法）の議論が行われているが、金融経済教育によって1人1人が健全な判断力を養うことは、バランスのとれた投資家保護の枠組みの構築にも役立つものである。

金融経済教育は、特にこれからの世代に対する初等・中等教育の段階において適切に行われることが重要であるほか、これまでそのような教育を受け

てこずに社会人、さらには高齢者になってしまった世代に対しても必要である。また、すでにこれまでの人生経験を通じて一通りこのような知識を身に付けている社会人・高齢者であっても、急速な環境変化の中で、学び直す必要があるものと思われる。これらの実践においては、世代に応じ、生活自立力、社会認識力、意思決定力、適切な職業観の形成といった様々な能力の開発が期待される。

金融庁が、今回平成17、18年度をカバーする「金融改革プログラム」の中で、金融サービスの利用者の視点を重視し、その一環として、「利用者のライフサイクルに応じ、身近な事例に即した金融経済教育の拡充」を掲げたことは時宜にかなったものであり、今後、各人のライフステージに応じた施策の展開を図っていくことが不可欠である。

以下、本懇談会は、各人のライフステージをまず大きく初等中等教育段階と社会人・高齢者段階に分けて、金融経済教育の現状の問題点と今後の課題について議論した。

Ⅲ. 金融経済教育の現状の問題点と今後の課題

1. 初等中等教育段階

(1) 現状

(ア) 高校における金融経済教育の実態については、

- ① 普通科と専門学科等、さらに普通科の中でも大学進学が多いかどうか等で学校による違いが大きい。
- ② 教える機会としては、主に公民科の現代社会と政治・経済、家庭科、商業科があるが、特に公民科では、現代社会は1年生で履修することが多いが政治・経済と比べると内容量は少ない、他方、政治・経済は3年生で履修することが多いが、受験に使う生徒が少なく、十分には学習されていない場合もある。
- ③ 現代社会、政治・経済の授業実態としても、時事問題を数多く扱おうとすると授業時間が足りなくなる傾向がある。学習の順番は政治が先で経済が後になる場合が多く、計画的に指導しなければ経済は駆け込みになる可能性がある。内容も個人の資産管理や投資まで具体的に触れるのは難しいのではないかと

といった、体験を踏まえての現状が紹介された。

また、中学校での金融経済教育の実態については、

- ① かなりの学校、先生が工夫して金融や経済の授業に取り組んでいるが、温度差があり、授業方法も様々である。

② 公民的分野の授業時間がこれまでよりも減少し85時間となっており、特に内容の精選が必要となってきた。

といった、体験を踏まえての現状が紹介された。

(イ) 特に教育現場を担う先生の意識については、

① 学校では金儲けの話がタブー視されがちであり、リスクのある株式等の話はすべきではない。

② 公平・平等が価値として重要であり、汗水流し努力した者が評価されるべき。

③ 汗水流して働かずにお金を得ることは不正。

といった意識が強く見られることが実感として紹介された。このような中で、経済の仕組みまでは教えられても、個々人が金融資産をどう管理するのかまで教えることが現状ではなかなか難しい面がある。

(ウ) また、学校教育に様々な分野からの要請が多く、これらが相互に競合していることも、現行の限られた授業時間の中で金融経済教育を取り入れていくことへの制約となっている。

(エ) 他方、このような制約の下でも、金融広報中央委員会がこの3月にまとめた「金融教育ガイドブック—学校における実践事例集—」で多数紹介されているように、現場で工夫して授業を実践している先生も多く、消費生活や会社作りのシミュレーションゲーム、さらに実際のディーラーを呼んできて話を聞くなどの実践例が、本懇談会においても具体的に紹介された。このような体験・実践を通じた教育は、他方で、生徒も社会科はノートに書いて覚える教科と認識しがちであると指摘される中、生徒の理解を実感をもって深める有効な方法である。

(オ) なお、外部からの教材・資料の提供については、現状においても質・量とも豊富であって、むしろ現場では各団体から送られてくる資料が膨大に積み上がっている状況にあるが、上記のような諸制約から必ずしも活用が図られていないのが実態である。

(カ) 本年2月、金融庁が新規に作成した副教材を全国の中学、高校、教育委員会に配布するに際し行ったアンケート調査においても、回収数には限りがあるが、このような教育現場の実態の一端が垣間見られる。これまでの金融庁の金融経済教育の取組みについて「この程度で十分である」との回答が多数を占めたこと自体は意外感があったものの、その理由を見ると、「授業で積極的に取り組む余裕がない」、「教諭の事務負担が過大である」、「生徒の意識が『金融』を考えるとところまでいっていない」、「学習指導要領上の制約がある」といった消極的な理由が上位を占め、他方、「不十分である」との理由

についても、教育現場へのアピールや講師派遣、教員向け研修の不足といった金融庁自体の努力不足のほか、「具体的実践事例が少ない」、「教員の意識向上が必要」といった現場の実態が上位に挙げられている。

(キ) このアンケート回答でも言及があった学習指導要領の現状については、文部科学省から詳細な説明を受けた。その概要は、

- ① 学習指導要領では、例えば、中学校社会科公民的分野では金融市場を含めた「市場経済の基本的な考え方」、「金融の働き」を、高校「政治・経済」では、「市場経済の機能と限界」、「資金の循環と金融機関の働き」を理解させることを求めている。
- ② ここで書かれていることは、応用・発展が利くような基本的なものの見方、考え方であり、これを具体的に教育現場でどのように応用・発展させていけるかについては学習指導要領の「解説」を参考にしてほしい。
- ③ 学習指導要領に示された基本を押さえれば、具体的な教材・方法については現場の自由裁量の幅が大きく、多様なやり方を工夫することが期待される。
- ④ 株式を含めた個々の金融商品への投資、個人の資産管理についても、このような全体の流れの中で実例として教えることが重要である。とのことであった。

また、こうした社会科を中心にした教育とともに、委員からも、高校の家庭科では、クレジットやローン等資金管理に関する実践的な教育が行われていることが紹介された。

(ク) その他、学習指導要領を巡る議論としては、

- ① 学習指導要領に盛り込むべき内容について、金融以外の各方面からも強いニーズがあるのが実情であること、
- ② 現実には、学習指導要領をあまり読んでいない先生もいるとの見方もあり、現場の実態を的確に分析することがまずは必要である、といった指摘がなされた。

(2) 課題

(ア) II. において総括した金融経済教育の意義・必要性を、初等中等教育段階に引き直してみれば、単にお金の価値や物の大切さを認識させるに止まらず、金銭管理を通じて自己管理・意思決定能力を身に付けさせることや、お金の流れから経済社会の仕組みを認識することを通じて社会・市場で行動できる能力を養うこと、さらに、これらによって、社会経済環境の変化に対応して、たくましく生きる

力を育むことが、この段階における金融経済教育の眼目となると考えられる。

その際、成長過程にある子供たちが教育対象であることを考えれば、経済や社会を幅広く見通しながら将来の進路や職業について考える力を身につけさせることも、金融経済教育の重要な意義であると考えられる。

(イ) 具体的な教育内容について、金融広報中央委員会の実践事例集では学校における金融教育の範囲として、金銭教育、経済教育、経済学教育、生活設計、投資教育、狭義の消費者教育、キャリア教育を挙げ、相当幅広い概念でとらえている。本懇談会でも、初等中等教育段階で行うべき教育の範囲についての考え方が議論され、金融経済リテラシーの向上・平準化をねらいとして、お金の出入りを通じてライフプラン全体を考える「キャッシュフローマネジメント教育」をはじめ上述の意義・必要性に対応した幅広い内容がカバーされるべきとの見方が示された。

(ウ) 学習指導要領との関係では、このような金融経済教育の考え方を学習指導要領上もさらに明確に位置付ける必要があるという意見があった一方、現状でも学習指導要領にはかなりの内容が書かれている中、むしろ学習指導要領の記述と現場の実践とのギャップが深刻であって、それをいかにして埋めるかが重要との認識が多く表明された。この関連で、金融経済教育という教科を新たに創設することは現実的でないかもしれないが、既にある学習指導要領の記述と関連付けながら、現行のさまざまな教科の実際の指導で金融・経済に関する素材を取り入れる工夫を進めること（インフュージョン）が重要である。

(エ) 上記のギャップを埋めるために、まず重要性が指摘されたのは、現場の担い手である先生の意識を高めることである。

具体的な教材・方法について現場に相当の裁量がある中、まずは先生自身が、金融経済教育が自分にどれくらい役立つか、あるいは自分の夢を実現するためにいかに必要か、ということを十分に認識していることが、有意義な授業が実現する大きな前提となる。現場の経験としても、先生によって授業のスタイルにはかなり個人差があり、また、生徒がどう反応するかは実際にやってみないと分からない要素がある中で、他の先生が実践した授業の事例を聞いたり教材を勉強したりしても、それを自分の授業として組み替えるのはそう簡単ではなく、そのハードルを乗り越えるためには、先生本人が金融経済教育が大事という認識を持つことがやはり重要である。

そのような認識を高めていくためには、教員を志望する学生への指導の充実や、現職の教員への研修を通じ、金融経済教育の必要性の認識の共有化、指導方法の改善を図っていく必要がある。

- (オ) 上記、教育現場の具体的意識に関しては、まずは投資と投機・ギャンブルを正しく区別してもらうことが大切である。その上で、ローリスク・ローリターンのもので、地球環境等別の価値を付与したものからスタートして、教員自身が自発的に投資を体験できるような環境を作っていくことも、現場の抵抗感をなくしていく一つの現実的方策ではないか、との意見もあった。

さらには、少子化の進展により、働く人自体の数が減っていく大きな構造変化を踏まえれば、いまや「資源のない国が額に汗水たらして加工貿易で頑張っ生きていくしかない」、という従来の発想に止まらず、「お金に働いてもらう」ことも社会や国全体の利益になるといった発想・価値観も必要であり、教育現場でもそのような発想を教えていくべきではないか、との意見もあった。

- (カ) 教材や教え方のノウハウについては、教材についての一般的な質・量の充足は上述の通りであり、これらを基に先生自身がカリキュラムや教材を作成し、授業を展開するのが理想であるが、現実には先生をいろいろな形で支援していくことが不可欠と考えられる。先生、さらに親がすぐに取り入れたいと思えるような統一的なコンセプト作りも重要である。

文部科学省からは、現場での多様な工夫を支援する意味において、今回金融広報中央委員会がまとめた実践事例集を評価する一方、現実には、経済学部出身以外の先生であっても、学習指導要領やその「解説」をもとに、金融経済という専門領域に関わる授業のイメージを描くことができるような教材の開発が引き続き課題である、との指摘があった。

- (キ) さらに具体的な教材・教え方のあり方については、各委員の実体験も含め、様々な意見が出された。具体的には、

- ① 学習指導要領に書かれているようなルール・規範の大枠を理解させることは最終の目標である一方、どうしても包括的、抽象的になりがちなルール・規範から入るのではなく、具体的事例に即し、何か起きたとき、帰納的にそれに対応するための考え方を育むことから入ることが重要であり、その意味で今一番有効なのはシミュレーションゲームである。
- ② 教育現場での時間が決定的に足りない中、教育現場で現実的にできるのは、生徒に刺激を与えるところまでであり、そのためには、昔

の少年雑誌のような「面白くて、易しくて、為になる」教材作りに徹することが大事である。

- ③ 「本当に分からない人」のことも念頭において表現を工夫しないと視聴者・聴取者に届かないメディアの世界での方法論も参考に、目線を極力低く設定、難しい用語を排除し、お小遣いをどうする、おやつをどうするといったことから始めて、子供が一番関心のあることを捉えつつ、人生をタフに生きていける必要最低限の知識を身に付けられるような教え方を工夫していくべきである。さらに、世の中、大人の影響を受けやすい子供にとって、金融経済教育に関するヒーロー、カリスマを設定することができれば大きな効果が期待できる。

等の意見である。

各委員の意見に共通する大きな要素としては、疑似体験、見学、実地活動などを通じた実践的、体験的な教育が不可欠であるということである。事例の組立て方についても、通常家族が生活設計において直面するような問題を抽出し、日常の生活に引き寄せて考えさせるようなストーリー立てが重要であり、それを通じ「会社で働くとはどういうことか」、「人生には様々なリスクがある」といったことを体感させることが重要である。

- (ク) 学校現場での新たな教育のツールとして、ITの活用についても、明示的な議論を行った。上述の本年2月の金融庁のアンケート調査では、「IT（動画等）の活用に積極的な意見」が（IT活用にこだわらないが）「ビデオ・アニメ等の活用を望む意見」や「図表やワークシートの活用を望む意見」より多かった一方、IT環境が整備されていない、教員自身が使いこなせない等の理由から「IT（動画等）の活用に消極的な意見」も相当数見られたところである。

学校における情報教育の実態を見ると、教育用コンピュータについての学校現場でのインフラ面の整備は着実に進展してきているが、これを米国、韓国といった先進的な国と比較すると、特に校内LAN整備などまだ整備途上の面があるほか、整備状況の国内地域格差も大きい。政府のe-Japan戦略^(注6)の目標では平成17年度末までに校内のLAN整備等を進めるとともに、教員がITを活用して指導できるようにすることとされており、早急な対応が望まれる。

ITを使用した教育の効果についての調査では、動画を利用する

(注6) e-Japan戦略：2001年1月、5年以内に世界最先端のIT国家となることを目指して、政府が打ち出した国家戦略。

児童ほど学習意欲が高まるとの結果や、ドリルの利用が国語と算数の学力を高めた結果が出ており、今後の金融経済教育においても動画とドリルを併用すると効果がある可能性が高い。

しかしながら、現状では、

- ① 学校ではセキュリティ上の理由で端末へのネットワークからのインストールはできないため、ネットワーク配信型のコンテンツが求められること、
- ② 現在、金融庁のホームページの内容では専門用語、漢字等から中学3年以上でないと利用は難しく、大幅な簡易化が必要であり、教員の利用促進には指導事例の掲載も必要であること、
といった問題があり、加えて、コンピュータの操作性、ネット・機器の安定性も今一歩であることから、これらの改善が図られる必要がある。

なお、次世代のツールとしては、地上デジタル放送、特にサーバー型のデジタル放送のコンテンツは高画質の動画でデータ放送との併用が可能であるため、その有用性が期待されている。

(ケ) 学校と、外部講師や地域・家庭との連携の必要性についても議論された。

- ① 現在は過去に比べ教育に様々なものが求められている一方、学校現場から見れば金融経済教育だけが教育ではない中、スーパーマンではない生身の先生に全てを期待することは不可能であること、
- ② 現場の諸制約の中では、学年や教科の壁を越えて金融経済教育をどう浸透させていけるかが重要であり、それには外部の人間が適していること、

といった理由から、学校に専門家・実務家・社会人を招くことが有効である。また、一般には社会人・高齢者教育の担い手であるファイナンシャル・プランナーについても、その継続教育の過程において学校教育の講師として活用してはどうか、との意見があった。

同様に教育現場でできることには限界があるとの認識に立ち、教育現場でできることを精選した上、学校でできないことは「学社融合」という言葉に従って、地域社会との連携に頼ることが必要である。さらに、これら学校での教育の前提、初期段階として、一定の基礎的な金銭教育については、家庭教育での対応も求めるべきである。

2. 社会人・高齢者段階

(1) 現状

現在の社会人・高齢者教育の主な機会としては、確定拠出年金の導入時研修、企業従業員対象の研修、各種団体・メディア・金融機関主催のセミナー、マネー誌などの記事などが挙げられる。本懇談会では、最近の具体的取組みのひとつとして、東京証券取引所が昨年新たに開校した東証アカデミー^(注7)において、自立した投資家を育てるとの観点から、主体的に学ぼうとする個人が、債券を含めた証券投資について基礎から段階的に情報の収集力、分析力、判断力を会得できるような学習プログラムを実施していることの紹介を受けた。

社会人・高齢者一般の現状の問題としては、Ⅱ. で述べた大きな環境変化の中で、他の分野では立派な社会人でもお金のことは意外と知らないということが実感をもって語られた。ここでも資料・情報は多くあるが、どれを選択しアプローチするかが重要となっている。

また、リスクの概念について、一般の人は、安全か危険かの二分論で、100%安全でなければ安心しない傾向があり、投資と投機の区別や、分散投資の概念の基本も知識として共有されていないことが認識された。

(2) 課題

(ア) Ⅱ. において総括した金融経済教育全体の意義・必要性の下、社会人・高齢者向けの金融経済教育において重要なのは、必要性を認識して主体的に学ぼうとする個人を応援すること、また、そのための動機付けである。従って、社会人・高齢者の場合、教育というより、むしろ啓発や意欲のある人の学習という捉え方が適当であると言えよう。

この分野の初等中等教育との大きな違いは、対象者が極めて多様である中で、必要とされる教育の内容、担い手、場も多様であることである。

(イ) 教育内容については、知識・スキルの平準化が目的となる初等中等教育段階の教育と異なり、対象者のニーズにより内容は大きく異なってくる。

特に、投資教育で具体的な個人の資産運用に入っていけば、儲かる・儲からないの差が生じ得ることを前提に競争原理の働くことは避けられない。この分野でも、社会責任投資(SRI)^(注8)やアイト

(注7) 東証アカデミー：平成16年4月から東京証券取引所が運営している学習機関。証券・金融知識に関する学習プログラムを個人に提供するほか、発行会社、教員・生徒向けのプログラムもある。

(注8) 社会的責任投資(SRI)：良好な収益性と社会的責任の両立を果たしうる企業、あるいは、社会的な課題の解決に関わっている事業体(NPOや地方公共団体など)の取組みを資金供給者が評価して、

ルフアンド^(注9)といった、純粋なリターン以外の要素も考慮するファンドは既に出てきているが、それ自体を社会人・高齢者向け教育のメインストリームにするのは難しい、と考えられる。

しかしながらその場合も、大多数の社会人・高齢者に対する教育内容としては、これらの層の目線に沿って、

① 安全・危険の二分論とは異なる不確実なリスクという概念とどう付き合っていくか、

② 投機と投資の区別、

③ 分散投資という資産管理・運用の基本、

④ 消費者として金融トラブルから身を守るための法知識、

といったものを中心にバランスのとれたものとするべきである。

(ウ) 社会人・高齢者向け教育の今後の担い手についても、各団体主催のセミナー・スクールのほか、①企業勤務者に対しては、確定拠出年金運営管理機関や企業自身、②企業勤務者以外の自営業者、高齢者、専業主婦等に対しては、公的機関・地方公共団体、③中・上級者に対しては、大学・大学院など多様な担い手の役割がそれぞれ期待される。

これらの中で、具体的には、投資になじみの薄い顧客層も対象としてきた銀行が、投機と投資を区別し、分散投資という資産管理・運用の基本を教えることに適しており、今後、銀行を教育の担い手として期待する意見があった。他方、これに対し、一般の人々は、銀行のアドバイスには営業目的があるかもしれないという警戒感を拭いきれず、社会人・高齢者教育の主要な担い手として位置づけることは難しいとの反論もなされた。特に、ペイオフ解禁を機に高齢者に銀行が投資商品を販売するケースが目立っており、これについては、銀行とは別に投資の基礎知識を教える主体が求められているとの意見があった。これに関連して、金融商品・サービスの販売員の倫理、知識の向上の必要性を指摘する意見もあった。

(エ) 金融経済教育の担い手としては地域も期待されるどころ、特に生涯学習の面では、地域で面的な広がりをもたせていくかが鍵となるが、その潜在的なニーズの人数規模を考えれば、現在、金融広報中央委員会で委嘱している「金融広報アドバイザー」^(注10)に加え、

投資・融資などを行うこと。

(注9) アイドルフアンド：アイドルの活動への支援の意味も込めて、アイドルへ活動資金を提供し、アイドルの活動の成果が収益として分配されるようなファンド。

(注10) 金融広報アドバイザー：金融広報中央委員会が都道府県金融広報委員会の選定に基づき、全国規模で民間に委嘱している。中立・公正な立場から、暮らしに身近な情報の提供や、学習の支援、生活

例えば「生涯学習インストラクター」^(注 11)等の活用も考えられる。金融経済教育と生涯学習の接点は、「人間的価値と経済的価値の調和」に求められるが、仮に国レベルで立派な方針を立てても、各自治体レベルに下りていくと、地域間の意識格差があり、「投資」というと儲け話として敬遠されてしまう地域もあるのではないか。地域で金融経済教育を振興するためには、例えば、いわゆる地域通貨や携帯電話などの利用も考えてはどうか、との意見があった。

(オ) 社会人・高齢者については、小・中・高生と違い、学校といった特定の場合が予め設定されている訳でない以上、対象者のニーズにマッチした形で裾野を拡げ、教育の機会を確保することが特に重要になる。

メディアを使って金融経済教育を普及させることを考える場合には、資金を出してその範囲で一方的な情報を告知する広告の発想ではなく、資金を使わなくともニュースの形で伝わり告知されることにより客観的で信頼できる情報として消費者から受け止められ、大きな効果が得られる PR (Public Relations) の発想で臨むことが大切である。「最大の広告はニュース」であり、対象となる伝えたい情報をニュースの形で伝えてもらえるよう、受け手との「共通言語」を含ませることで情報に客観性と信頼性を与えることや、感動、今日性、物語性といった「ニュース作りの法則」を踏まえることが肝要である。

また、もともとなじみの少ない人にも受け入れられるためには、「分かりやすい」だけでは不十分であり、「おもしろさ」、エンターテインメント性が求められる。例えば、現在、制作されている子供向けニュース番組のような、徹底的な受け手のレベル、素人の目線での情報作りと、クイズ感覚や実体験に根ざしたエンターテインメント性の付与、が必要である。

現在も「証券投資の日」^(注 12)等が設定されているが、さらに幅広い連携の下「お金の記念日」を設定し、集中的なイベントを行ってはどうかといった意見もあった。

3. 2つのライフステージに共通する課題

設計の指導、金銭教育普及のための活動等を行なう。

(注 11) 生涯学習インストラクター：(財)社会通信教育協会認定の資格を得て活動する指導者。各インストラクターは、自宅地域・公民館・図書館・博物館・青少年教育施設等でボランティア活動したり、企画立案・補助・指導等を実施する。

(注 12) 証券投資の日：10月4日。日本証券業協会、東京証券取引所等関連諸団体が、証券投資の普及を目的に設定し、毎年シンポジウム等を開催する。

以上、2つのライフステージを通じ金融経済教育の課題として様々なものが把握された。これらはいずれも、今後、官民を通じ関係者がそれぞれの場面で金融経済教育を推進していく上で念頭に置くべき重要な事項と考える。

これら両ライフステージにまたがる様々な課題を、金融経済教育の特徴との関係で、おおくりに整理すれば、以下の3点となろう。

第一は、求められる教育内容が極めて多面的、多次元的である中で、教育の担い手・受け手を通じた多方面の連携が不可欠であることである。個人のニーズが多岐にわたる社会人・高齢者教育についてその内容、教育の場が多様とならざるを得ないことはもとより、初等中等教育においても、実践・体験的な教育が不可欠とされる中、官民の各機関・団体、さらには地域、家庭まで含めた連携、ネットワークによる対応が求められる。

第二に、予め唯一ベストのモデルを定めることが難しい中で、多様な担い手による教育現場での優れた実践を積み重ね、ボトムアップで様々な連携を模索し、そこから優れた事例を選別して広めていく必要があることである。この点も、もともと内容が多様な社会人・高齢者教育ではもとよりであるが、学習指導要領に沿った教育を求められる初等中等教育においても重要であることが改めて確認された。

第三に、情報量はむしろ過剰にある中で、受け手一人一人のニーズとマッチした的確な情報を提供することで、関心呼び覚ましアクセスを確保することである。学校という予め定められた特定の教育の場がなく、個人の主体性に多く委ねられている社会人・高齢者教育では、上記の通り「伝え方」の工夫が極めて重要になる。また初等中等教育においては、生徒達の関心を高める工夫もさることながら、まずは現場の担い手である先生自体の意識を高めることが重要であることが明らかになった。

このような整理を踏まえれば、政府に求められる役割は、一般的には以下のように考えられる。

第一は、金融経済教育に関わる多様な関係者の連携を促進するため、中立的立場から、現状の問題点の把握や認識の共有化を行なうことである。

第二は、現に行なわれている多様な担い手による実践の中から、優れた事例を選別し広めていく過程を支援することである。

第三は、受け手の多様なニーズにマッチした情報の提供や、主体的に学ぶ個人の動機付けを行ない、アクセスを確保することである。

このような官民連携、政府の役割発揮の具体例として、一つの参考となるのは、近年における米国、英国での取り組みであろう。本懇談会は、次に、両国における取り組みの経緯・内容、特に官民連携の現状を概観しつつ、日本型官民連携のあり方、その中で金融庁が果たすべき役割について検討を行った。

IV. 米国・英国の現状と日本との比較

米国・英国での取り組みについてのこれまでの経緯と現状について、日本との比較をしたものは別添の通りである。

1. 米国・英国の現状

上記の問題意識に沿って米国・英国の現状を整理すると、

(1) 官民の連携については、

- ① 米国では、従来、教育基準作成の権限は州にある一方、NPOが発達している中、連邦政府やFRB^(注13)がNPOと連携して民主導で施策を進めてきたが、最近では連邦政府内関係省庁の連携や、財務省内での担当室設置、議会における立法やNPOへの財政支援などの新たな展開が見られる。
- ② 英国では、中央政府の教育技能省に教育基準を作成する権限がある一方、英国FSA^(注14)の責務として金融教育が規定されており、FSAが教育技能省等と連携し施策を推進している。自主規制団体も統合する形で成立したFSAは、民間企業やNPOとも柔軟に連携して施策推進のグループを形成しており、米国と同様NPOへの財政支援もある。

(2) 優れた事例の選別・普及については、

- ① 米国では、個人金融(Personal Finance)を個別必修科目として教える州があることや、FRBによる全国金融経済コンテストなどがある。
- ② 英国では、上記官民から構成される推進グループが教育の対策領域を7つに分け、それぞれの領域ごとにワーキンググループを立ち上げ具体策を策定している。

(3) アクセスの確保に関しては、

(注13) FRB：連邦準備制度理事会(Federal Reserve Board)。米国の中央銀行制度の根幹をなすもので、議長以下7人の理事で構成され、米国の金融政策の決定や地区連銀の監督等に当たる。

(注14) FSA：英国金融サービス機構(Financial Services Authority)。1997年、それまでの各種金融規制当局が集約されて単一の規制当局として発足したものの。

- ① 米国では、NPOが2年に1度全国ベースで教育効果についての実態調査を行うことが、上記最近の連邦政府の施策を含め、政策にインパクトを与えている。また、米国の監督当局は、金融機関等に対する苦情を受け付けてその結果をランキングの形で公表したり、インターネット上にうまいもうけ話のニセ広告を出し、クリックした消費者に被害防止の教育を行うなど、ユニークで柔軟な対応をしている。
- ② 英国でも、FSAのウェブサイトでは、不正な金融商品や金融取引に関する警告を行っている。なお、ユニークな財政措置として、社会的格差是正・貯蓄奨励の観点を踏まえ、親の所得水準によらず全ての子供に政府が資金を支給し18歳まで預金口座等での運用を義務付ける子供信託基金が創設され、今年4月から実施されており、親子双方の金融経済リテラシーの向上もその目的とされている。

2. 日本の状況

これらを日本に引き比べて見ると、

- ① 日本では、金融広報中央委員会が関係各団体間の連携の核となって多くの事業を実施しており、米英いずれとも異なる独自の展開を辿ってきている。
- ② 日本の中央政府内においては、文部科学省に教育課程の基準である学習指導要領等作成の権限がある一方、金融庁については、金融庁設置法において、所掌事務として「金融に関する知識の普及」が規定されている。
- ③ また、米英政府の具体的な施策については、米国、英国には、銀行口座を使えない貧困層が相当程度存在する社会的格差の状況や、貯蓄奨励の必要性など日本とは異なる事情があり、また英国については、児童手当、税額控除に重点的に財政を振り向ける現政権の政策が根本にあること、など政策の背景にも留意する必要がある。
- ④ しかしながら、米国・英国の取り組みについての上記の個々の情報は、今後、金融経済教育を、官民の連携を通じ、日本全体として最も効率的な役割分担の下で進めていくことを考えるに際し、多くの示唆に富むものとする。

V. 今後の金融経済教育における官民連携のあり方、金融庁の役割

金融広報中央委員会が先行し、これと連携して各業界団体やNPOの活動にも厚みと広がりが出ようとして来、さらに今回、ここに「金融改革プログラム」に沿って金融庁が本格的に参加していくという状況は、上記の通り、

米国型、英国型のいずれとも異なり、どちらをモデルとすべきと割り切ることともできない。要は、これまで築かれてきた実績を踏まえ、また、米国・英国の具体的取組みも参考にしながら、今後、日本全体として最も効率的な役割分担を、多様な関係者の間でどう構築していくか、その中で金融庁がコアで行うべきは何か、を見定め、スピード感を持って実行に移していくことが必要である。

◎本懇談会は、まず、金融庁が直ちに実施すべき事項として、上述の政府に求められる役割に沿って以下の諸点を提言する。

○「金融経済教育に関わる多様な関係者の連携を促進するため、中立的立場から、現状の問題点の把握や認識の共有化を行なう」役割として、

1. 金融行政に関するタイムリーかつ中立的な情報提供の充実

金融行政に直接携わる役所として、現実の金融行政の流れを形作る様々な情報、例えば、法改正をはじめとする諸ルールや、金融機関への行政処分、破綻金融機関等に関する情報、さらにはそれらの背景にある金融行政全体の考え方を、タイムリーに、かつ中立的な立場で提供することは基本であり、まずはこれを充実していく。また、日常的な行政活動を通じて得られた情報のほかにも、金融経済教育に関する現行の様々な取組みの状況や金融行政に関する施策の効果について定期的に調査を実施・公表することにより現状の問題点の把握や関係者の認識の共有化を図ることも期待される。

2. 新設される「金融サービス利用者相談室」を通じた新たな情報発信

今年度金融庁に新設される「金融サービス利用者相談室」は、苦情相談の統一窓口として、現在、世の中でどのような金融トラブルが発生しているかをリアルタイムで把握する貴重なチャネルでもある。このため、そこで得られた情報を、危害情報、警告情報等としてタイムリーに国民一般に提供することで社会人・高齢者のニーズに応える。

3. 新たに開催される金融庁主催のシンポジウムの効果的な活用

今年度、新たに予算措置された金融庁主催の2回のシンポジウムを、従来の枠組みにとらわれない新しい発想で企画・実行することにより、情報発信の場、多方面の連携強化の場として最大限活用する。

○「現に行なわれている多様な担い手による実践の中から、優れた事例を選別

し広めていく過程を支援する」役割として、

4. 初等中等教育段階への新たな支援として、学習指導要領と有機的に関連した体系的な教育プログラムの開発に参画

初等中等教育段階への新たな支援として、これまでの金融広報中央委員会の蓄積をベースに、学習指導要領とも有機的に関連した体系的なプログラムの開発に、文部科学省と三者で取り組む。その際、様々な教科の指導で金融・経済に関する素材を取り入れる工夫も進める。

もとより、金融経済教育の具体的内容に金融庁がどこまで直接関与すべきかについては、委員の間でも様々な意見があり、特に個人の多様なニーズに応じた多様な教育内容があり、様々な主体の関与により競争原理も働く社会人・高齢者教育においては、政府の関与には自ずから制約がある。他方、初等中等教育については、文部科学省も、学習指導要領と関連付けた指導や教材の工夫及び開発を、なお今後の課題としているところであり、これまでの金融広報中央委員会を中心とした取組みに金融庁も参加して、この分野での優れた事例の抽出・体系化に取り組むことは、新たな三者の連携関係としても有意義と考える。

5. 初等中等教育段階、社会人・高齢者段階を通じた支援として、優れた実践事例の周知や「後援」名義の積極的付与

初等中等教育段階と社会人・高齢者段階を通じた支援として、まずは、現に実践されているさまざまな教育活動の事例を広く周知する。それによって、多様な主体間の協働を可能とし、また、良い意味での競争を促す。さらに、金融庁として、「後援」名義をより積極的に付与することにより、優れた事例への支援強化を図る。

- 「受け手の多様なニーズにマッチした情報の提供や、主体的に学ぶ個人の動機付けを行ない、アクセスを確保する」役割として、

6. 新設される「金融行政アドバイザー」の活用や、現場レベルでの先生との懇談会、研修会の積極的実施を通じた、受け手のニーズの把握

今年度新設される「金融行政アドバイザー」の活用や、現場レベルでの先生との懇談会、研修会の積極的実施により、初等中等教育段階と社会人・高齢者段階を通じ、教育現場における受け手のニーズを的確に把握し、今後の取組みに反映させる。現場レベルでの先生との懇談会・研修会については、現場の出先である全国の財務局・財務事務所を活用し、金融広報中央委員会及び都道府県金融広報委員会を支援・補完する形で実施する。

7. 金融庁ホームページの継続的な改善

インターネット・ITの活用は、時間的・地理的な制約を超えて、幅広い情報の受け手が金融経済に関する各種教材を始めとする多様な情報へのアクセスを確保するために重要であり、金融庁ホームページについて、こうした観点から、多様な層の関心を喚起できるようなコンテンツを充実するなど、継続的な改善を行なう。

◎さらに、本懇談会は幅広い議論・検討を要する以下の諸点についても、あえて踏み込んで議論を行った。

多方面における連携強化に向けたイニシアティブ

本懇談会において、オブザーバーとして文部科学省及び金融広報中央委員会の参加を得られたことは、非常に有意義であった。

しかしながら、金融経済教育のカバーすべき幅広い内容、対象者を考えれば、これら三者だけの連携では十分ではない。今後は、消費者政策を担当するとともに経済教育の推進にも取り組み始めた内閣府、雇用・年金問題を担当する厚生労働省、企業内教育に係る経済産業省などを含め、情報の発信と交換を核として、連携・ネットワークを政府全体レベルで構築していくことが求められる。その際、金融庁は、「金融に関する知識の普及」を所掌する立場から、こうした連携の推進に向けて政府部内でイニシアティブを発揮するべきであるとの意見が本懇談会の大勢であった。他方、金融庁は、まず上記で要請した7項目を着実に実施し、信頼を得るべきであり、現時点で金融庁にイニシアティブの発揮まで求めるべきではない、との意見もあった。

また、これまで金融広報中央委員会を中心とした関係機関・団体の連携は、主として非営利団体までの範囲にとどまってきたが、今後は、民間営利企業まで含めて、幅広いパートナーシップを構築していくことも視野に入れていく必要がある。特に、多様性の高い社会人・高齢者段階では、優良な民間の取組みとも連携しながら、官民でどう施策を展開していくかが課題と考えられる。

この際、民間を含めた金融経済教育の連携については、政府部内と同様、金融庁が中心となってイニシアティブを発揮するべきとの意見と、金融庁の関与は最小限に止めるべきとの意見の両論があったが、いずれにせよ、この分野で長く、様々なノウハウを蓄積し、ネットワークを構築してきた金融広報中央委員会を中心とした関係機関・団体の連携は、これを着実に維持・強化しつつ、これに新たな連携が加わることが現実的であろう。予め厳密に役割分担を画定すること自体、民間主導で広がりを持ち始めた施策の展開を妨

げるとの意見もあり、連携強化の具体的あり方については、なお議論を深めていく必要がある。

支援方法のあり方の検討

優れた実践事例に対し、金融庁として、周知や、「後援」名義の付与を超えて、いかなる支援を行うことが適当か、についても議論を行った。

この点について、本懇談会においては、将来的には、支援対象を選別する評価能力の向上を前提に、金銭的支援の可能性も検討すべきとの意見があった一方、そうした手法には、予め唯一ベストのモデルを定めることが難しい現状の下、ようやく広がりをもち始めた民間主導の自発的な動きを型にはめてしまう恐れがあることから、慎重であるべきとの意見もあった。

金融経済教育の政策的な位置づけの検討

上記、政府全体としての連携の姿や、金融庁としての支援方法のあり方の議論と関連し、本懇談会では、金融経済教育を政府の全体の政策の中で、どのように位置づけていくべきかについても議論を行った。

金融経済教育の理念について基本法などの形で法的に明確にすべきとの意見があった一方、まずは連携強化の下での実践が重要であるとの意見もあった。

なお、金融経済教育の理念を明確化するとの目的からは、投資サービス法（金融サービス・市場法）に関する議論の中でも、金融知識の普及等について何らかの位置づけを行うことが検討されており、このような場を含め、金融庁としての検討が深められることを期待したい。

これらの点について、これまでの手法や発想にこだわらず、問題提起を行ったのも、金融経済教育が「時代の急務である」との本懇談会が共有する認識からである。

本懇談会が直ちに実施することを求めて提言した諸点とともに、金融庁として真剣に受けとめ、検討を続けていくことを強く求めたい。

(以上)